

令和5年6月3日

関東信越厚生局 健康福祉部保険課 御中

協同組合日本接骨師会

副会長 真竹晴



患者が任意に中止し新規傷病に初検料算定可能の適正指導の要望

#### 要望の趣旨

従前の傷病を患者が任意中止し新たに発生した負傷に対し、従前の負傷に対する施術を行わなかった場合、一ヶ月以内と言えども従前の負傷に対し治癒と判断されるものであり初検料算定は可能であることを保険者の指導を賜りますようお願い申し上げます。

#### 要望の理由

東京貨物運送健康保険組合の療養費取り扱いにおいて、当初、「腰部捻挫」初診日令和4年5月6日～令和4年7月12日転帰（中止）【実日数（5月12回）（6月6回）（7月2回）】入金済。患者による任意中止、28日後、新たに発生した負傷「左肩関節捻挫」初診日令和4年8月9日～令和4年8月10日【実日数2回】従前の負傷は施術しなかった場合、治癒と判断されるものであり初検料算定は可能のご指導を賜りますようお願い申し上げます。なお、調査・照会后、要望に対するご回答、重ねてよろしくお願い申し上げます。

参考資料5～12 平成11年3月25日新潟県柔整療養費審査会より、今回と同じ問題の取り扱いで、平成11年5月28日厚生省回答

参考資料① 令和4年8月分 療養費申請書